



令和8年度 保育園・認定こども園 入園申込のしおり

保育園及び認定こども園について

保育園は、保護者の仕事や疾病などの理由により家庭での保育が困難な児童を保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

また、認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
※幼稚園部分の利用を希望される場合は、事業者へ直接申込みを行ってください。

◇入園申請書類配布

令和7年10月1日（水）～

◇入園申請書類配布場所

- ・境港市子育て支援課(保健相談センター内)
- ・各保育園・認定こども園
- ・支援センター(きらきら・ひまわり)
- ・市ホームページ(右のQRコードからアクセスできます。)



◇入園申請受付場所

初めて入園する方 ⇒ 子育て支援課
転園希望の方 ⇒

継続通園を希望する方 ⇒ 在籍園・子育て支援課

※きょうだいが在籍されていても新規のお子様がいる場合は、子育て支援課までご提出ください。

※紙での申請のほか、とっとり電子申請サービスやぴったりサービスでの申請も可能です。

◇入園申請受付期間 (令和8年4月1日～30日に入園を希望される方)

1次募集

令和7年10月4日（火）～ 令和7年11月21日（金）

2次募集

令和7年11月25日（火）～ 令和8年1月30日（金）

※先着順ではありません。

※電子申請の場合は、締切日の17時15分までの申請が入園調整の対象です。

※2次募集の期限を過ぎた場合は、3次募集【2月2日（月）～2月27日（金）】に申し込み下さい。

※申請受付期限までにすべての必要書類をそろえて提出する必要があります。

※年度途中の入園希望の場合は、入園を希望する月の2か月前の月末までにお申し込みください。

(2ページ参照)



年度途中入園

入園希望月	申請受付期限	入園希望月	申請受付期限
5月	令和8年3月31日(火)	11月	令和8年9月30日(水)
6月	令和8年4月30日(木)	12月	令和8年10月30日(金)
7月	令和8年5月29日(金)	1月	令和8年11月30日(月)
8月	令和8年6月30日(火)	2月	令和8年12月25日(金)
9月	令和8年7月31日(金)	3月	令和9年1月29日(金)
10月	令和8年8月31日(月)		

※先着順ではありません。

※年度途中の場合は利用開始希望月の2か月前までにお申し込みください。

◇入園のながれ

【4月入所希望の場合】

令和7年11月21日	1次申込締切
令和8年1月下旬	1次申込 利用調整結果の通知
令和8年2月中旬～	各園入園説明会の実施
令和8年4月～	施設の利用開始
令和8年4月初旬	利用者負担額の通知

2次募集の場合 利用調整の結果通知は、2月下旬頃になります。

【年度途中入所希望の場合（例：5月）】

令和8年3月31日	申込締切
令和8年4月中旬	利用調整結果の通知
令和8年5月～	施設の利用開始
令和8年5月初旬	利用者負担額の通知

◎次の事由により、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

- ・保育園へ入園できる基準に該当しないために入園が認められない場合
- ・希望者が多数いるため希望する保育園へ入園できない場合
- ・保育園へ入園できる基準の該当事由により保育の実施期間の希望に添えない場合

1 保育の必要性の認定



保育園・認定こども園（保育部分）等の利用を希望する場合は、保育を必要とする認定（以下、「保育認定」といいます）を受けていただく必要があります。

(1) 保育認定の種類

認定区分	対象者	利用できる主な施設・事業
1号認定 (教育標準時間認定)	「教育」を希望する満3歳以上の子ども (2号認定を除く)	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	保護者の就労状況などにより、「保育が必要な理由」に該当する満3歳以上の子ども	保育園 認定こども園
3号認定 (保育認定)	保護者の就労状況などにより、「保育が必要な理由」に該当する満3歳未満の子ども	保育園 認定こども園

(2) 保育必要量（保育園等を利用できる時間）

保育園等を利用できる時間は、保護者の就労時間などの事由により、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

区分	保護者の就労時間	利用可能な時間
保育標準時間	1ヶ月あたり120時間以上就労	11時間
保育短時間	1ヶ月あたり48時間以上就労	8時間

※就労時間が120時間未満であっても、勤務時間帯の関係から上記の保育短時間利用可能時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合は、保育標準時間として認定します。あらかじめご相談ください。

<平日保育時間の例>

7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
保育標準時間 (7:30~18:30)				延長保育
延長保育	保育短時間 (8:30~16:30)			延長保育

(3) 保育認定の事由

保育認定を受けられるのは、保護者のいずれもが以下の理由で昼間子どもを保育できないと認められる場合です。

保育が必要な理由	保育が可能な期間	保育必要量	
		短時間	標準時間
仕事をしている(単身赴任を含む) (1ヶ月48時間以上)	就学前まで	○	○
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産日から8週間を経過する日の月末まで	○	○
長期療養中・ 心身に障がい等がある	療養の必要がなくなるまで	○	○
日中親族の看護・介護をしている	看護・介護の必要がなくなるまで	○	○
求職活動を行っている (起業準備を含む)	有効期間の開始日から90日を経過する日の月末まで	○	—
就学している	卒業予定日又は修了予定日の月末まで	○	○
災害復旧に従事している	災害復旧が終了するまで	○	○
その他、上記に類する状態である	市長が必要と認める期間	○	○
育児休業	既に保育を利用している児童について、継続利用が必要な場合 最長：生まれた子の2才の誕生日の年度末まで	○	—

※育児休業を事由とした新規入所は出来ません。ただし、育児休業からの職場復帰の場合は『就労』を事由に職場復帰日の1か月前から入所できます。年度末など時期によっては対応できない施設もありますので予めご了承ください。

※保育の必要事由に変更が生じた場合は、変更届に必要書類を添付し、速やかに子育て支援課もしくは入所施設に提出してください。正当な理由なく届出されない場合は認定を取消す場合があります。

2 申請に必要な書類



全ての方が提出が必要な書類

(1)令和8年度 子どものための教育・保育給付認定 申請書 兼 保育施設・事業利用申込書	児童1名につき1部。 きょうだいで申込みする場合はそれぞれ必要。
(2)誓約書	世帯で1枚(児童名を漏れなく記入してください)
(3)保育が必要であることを証明する書類	父母ともに1部ずつ(以下の表でご確認ください)

※上記(2)(3)については、きょうだいで申し込みをする場合は、原本を上の子へ添付し、その他の申込児童については、原本をコピーしたものを添付してください。

■保育が必要であることを証明する書類

保育が必要な理由	必要書類
仕事をしている(1ヶ月48時間以上)	就労(予定)証明書(※単身赴任含む)
妊娠・出産	母子手帳の写し(保護者氏名・出産予定日が分かるページ)
長期療養中・心身に障がい等がある	診断書(またはそれに代わる書類等)又は、障がい者手帳等の写し
日中親族の看護・介護をしている	看護・介護をうけている方の状態が確認できるもの (障がい者手帳/療育手帳/介護認定証/診断書 等)
求職活動(起業準備を含む)を行っている	求職に関する申立書
就学している	就学(予定)証明書、合格通知
災害復旧に従事している	窓口にて相談してください
その他	窓口にて相談してください

下記に該当がある場合は、書類の届けや聞き取りが必要となります。

項目	説明
児童と同住所に祖父母等65歳未満の方がいる(世帯分離も含む)場合	保育が必要であることを証明する書類(就労証明等)をご提出ください。 (提出がない場合は選考で不利になることがあります。)
父母のいずれかが、令和7年1月1日現在もしくは令和8年1月1日現在(予定)に境港市内に住所がない場合	利用者負担金および副食費の軽減適用等に必要ですので、 個人番号(マイナンバー)申告書を提出して下さい。 ※令和7年度中に提出済みの方は提出不要です。
申込児童が世帯第3子以降の場合	利用者負担額が無料となりますので、別紙(ピンクの用紙)を提出してください。
申込児童又は同居の家族が身体障害者手帳等を持っている場合	身体障害者手帳・療育手帳のコピーを提出してください。 (利用者負担金および副食費の軽減適用に必要です。)
申込児童にアレルギー等がある場合	申込児童に食物アレルギーや疾病、障がい等がありましたらお早めにご相談ください。食物アレルギーを有する児童については個別に状況を把握させていただき、適切に除去食あるいは代替食を提供します(別途、聞き取りや書類提出をお願いすることがあります)。

重要 申込書類や添付書類等に不備があった場合は、受付できない場合があります
また、内容に虚偽が判明した場合は入園内定・決定を取り消す場合があります。

3 その他



口座振替のご案内

利用者負担金の納付は、口座振替を原則としています。お取引先の金融機関、市役所窓口又は郵送で令和8年3月末までに手続をしてください。

4 募集対象児童

名 称	所在地	受入 年齢	募集する園児の年齢※1						開園時間 ※2
	電話番号		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
わたり保育園	渡町1342-1	1歳児～		○	若干名	○	若干名	若干名	7:30～19:00
	45-0656								
あがりみち保育園	中野町168	生後	若干名	若干名	○	若干名	○	若干名	
	42-3553								
なかはま保育園	小篠津町820	11ヶ月～	若干名	若干名	○	若干名	○	○	
	45-0208								
梅檀保育園	東本町83	生後 8週後～	○	○	若干名	○	○	若干名	7:15～19:00
	44-6541								
つばさ保育園	幸神町1695		○	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名	7:30～19:00
	45-0854								
あまりこ保育園	福定町216		○	○	○	若干名	若干名	若干名	
	44-1393								
夕日ヶ丘保育園	夕日ヶ丘1丁目66	○	○	若干名	若干名	若干名	若干名	7:00～19:00	
	45-4433							7:30～18:00（土）	
美哉幼稚園 ※3 （認定こども園）	明治町175	満1歳～	○	○	○	若干名	○	若干名	7:30～18:30
	42-2839								
育成こども園 ※3 （認定こども園）	芝町494-1	生後 8週後～	○	○	若干名	若干名	若干名	若干名	7:30～19:00
	44-1958								
外江こども園 ※3 （認定こども園）	外江町1770-1		○	○	若干名	若干名	若干名	若干名	
	42-3230								
夕日ヶ丘ひまわり 保育園	夕日ヶ丘2丁目27	○	若干名	若干名				7:30～19:00	
	36-8707								
サンライズキッズ 保育園境港園	中野町 5561	生後	○	若干名	若干名				7:30～19:00
	050-5807-2240	4ヶ月後～							

※1.令和8年4月1日時点の年齢です。

※2.開園時間は、延長保育を含めたものです。

※3.認定こども園の募集する園児の年齢は、保育園部分(2号・3号)のみを記載しています。

※4.募集状況は令和7年10月1日現在で、年度途中に在籍の増減により変更になる可能性があります。

※5.みなと保育園は令和8年度も休園します。



■5 ページに記載の施設のほか、市で入園調整を行わない幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)と、企業主導型保育事業施設があります。

※利用をご希望の場合、直接園に連絡してください。

※入園申請書の希望施設には記載しないようお願いいたします。

【幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)】

名 称	所在地	受入年齢
	電話番号	
聖心幼稚園	中町 106	2 歳※1～
	42-2040	
美哉幼稚園 ※2 (認定こども園)	明治町 175	3 歳の誕生日～
	42-2839	
育成こども園 ※2 (認定こども園)	芝町494-1	
	44-1958	
外江こども園 ※2 (認定こども園)	外江町1770-1	
	42-3230	



※1.令和8年4月1日時点の年齢です。 ※2.認定こども園の受入年齢は、幼稚園分(1号)のみを記載しています。

【企業主導型保育事業】

名 称	所在地	受入 年齢	募集する園児の年齢※1						開園時間 ※2
	電話番号		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	
境ひまわり保育園	上道町 2171-1	生後 60 日～	○	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名	7:30～19:00
	30-4823								

※1.令和8年4月1日時点の年齢です。 ※2.開園時間は、延長保育を含めたものです。

【問合せ先】

境港市上道町 3000 番地

境港市子育て支援課 児童係

☎ 0859-47-1046

✉ kosodate@city.sakaiminato.lg.jp